

亀山市告示第232号

亀山市下水道公共ます等設置要綱を次のように定める。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市下水道公共ます等設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、亀山市下水道事業の実施に伴い、公共ます及び取付管（以下「公共ます等」という。）の設置に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (2) 本管 汚水を排除するために設けられる排水管のうち取付管を除いたものをいう。
- (3) 宅地 汚水を排除する土地又は汚水の排除を予定している土地であって所有権が同一の者に属する連続したものの総体をいう。
- (4) 下水道 亀山市下水道事業の実施により整備する公共下水道及び農業集落排水をいう。
- (5) 負担金 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第1条に規定する受益者負担金をいう。
- (6) 受益者 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例第2条第1項に規定する受益者又は亀山市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年亀山市条例第125号）第2条に規定する受益者をいう。

(設置者及び設置個数)

第3条 市は、下水道本管布設工事（下水道事業の供用開始区域内において本管を延長する工事を除く。）と併せて、1の宅地につき1個の公共ます等を設置するものとする。ただし、下水道事業の供用開始前において水道メーター（一般家庭において現に使用しているものに限る。以下同じ。）を2個以上有する宅地は、当該水道メーターの数を限度として設置することができるものとする。

2 受益者は、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、公共ます等を設置することができる。この場合において、設置した公共ます等の所有権は、市に帰属するものとする。

(設置位置)

第4条 公共ますは、本管が布設されている道路と宅地との境界線から1メートル以内の宅地側で、施工及び維持管理に支障のない場所に設置するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(設置保留)

第5条 市は、第3条第1項の規定により設置する公共ます等について、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める数を限度として下水道事業の供用開始後においても設置を保留することができる。

(1) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成18年亀山市規則第48号）別表第2に定める猶予対象に該当する土地に係る負担金の賦課までに当該土地に公共ます等を設置しようとする場合又は同規則第12条に規定する徴収猶予を受けることなく当該土地に係る負担金を納めている場合 1個

(2) 水道メーターの数未満の公共ます等を設置した場合 当該水道メーターの数から当該公共ます等の数を減じて得た数

(設置等費用の負担)

第6条 公共ます等の設置に要する費用は、受益者が負担するものとする。ただし、第3条第1項の規定により市が設置する公共ます等及び前条の規定により設置を保留することとした公共ます等の設置に要する費用は、市が負担するものとする。

2 公共ます等の移設又は撤去に要する費用は、当該公共ます等を移設し、又は撤去しようとする者が負担するものとする。

(維持管理)

第7条 公共ます等の維持管理は、市が行うものとする。ただし、公共ます等を受益者の故意又は過失により損傷又は閉塞させた場合の修繕等の費用は、当該受益者の負担とする。

(施行承認)

第8条 農業集落排水処理施設の処理区域において公共ます等を設置し、移設し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ工事施行承認申請書（様式第1号）に必要な図

書を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の決定をしたときは、工事施行承認書（様式第2号）を交付するものとする。

（施工依頼）

第9条 受益者は、第3条第2項に規定する公共ます等を設置する工事の施工を市に依頼することができる。

- 2 受益者は、前項の規定による依頼をするときは、公共ます等設置工事施工依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により依頼した工事に要する費用は、前納しなければならない。

（公共ます等の構造の基準）

第10条 公共ますは、硬質塩化ビニル製で内径200ミリメートルのものを、取付管は、硬質塩化ビニル製で口径100ミリメートルのものを基準とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、これらの基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当該基準によらないことができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条第1項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、公共ます等を設置しようとする場合の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に公共下水道の供用を開始している土地に公共ます等を設置する場合は、令和6年3月31日までの間は、第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第5条の規定に関する特例措置）

- 4 令和6年3月31日までに亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条に規定する徴収猶予を受けた土地において、同日までに当該徴収猶予を取り消した場合は、第5条第1号の場合に該当するものとみなす。

工 事 施 行 承 認 申 請 書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、
本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

農業集落排水処理施設の排水施設に係る工事を次のとおり施行したいので、関係書類を添えて申請します。

| | |
|---------------|---|
| 工 事 施 行 の 目 的 | |
| 工 事 施 行 の 場 所 | |
| 工 事 の 期 間 | 着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日 |
| 施 工 者 | 所在地 名 称 代表者 (電話) ※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。 |
| 添 付 書 類 | 1 位置図（縮尺3,000分の1以上） 2 平面図（縮尺500分の1以上） 3 断面図（縮尺100分の1以上） 4 構造図（縮尺100分の1以上） 5 その他（) |
| 備 考 | |

様式第2号（第8条関係）

工 事 施 行 承 認 書

第 号
年 月 日

様

亀山市長



年 月 日付で申請のあった農業集落排水処理施設の排水施設に係る工
事について、下記のとおり承認します。

記

| | |
|---------|----------------------------|
| 工事施行の目的 | |
| 工事施行の場所 | |
| 工事の期間 | 着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日 |
| 条 件 | |
| 備 考 | |

公共ます等設置工事施工依頼書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

公共ます等の設置工事を次のとおり依頼します。

| | | | |
|---------------|--------------------------------|---------------------------------|---|
| 公共ますの設置地番 | 亀山市 | | |
| 建 物 等 の 用 途 | <input type="checkbox"/> 一般住宅 | <input type="checkbox"/> 店舗 | <input type="checkbox"/> 会社事務所 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> その他() |
| 排 水 施 設 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 公共下水道 | <input type="checkbox"/> 農業集落排水 | |
| 建物等の完成予定日 | 年 月 日 | | |
| 工 事 関 係 連 絡 先 | 事業者： | | |
| | 担当者： | 連絡先： | |

※ 公共ます設置申請書と併せて提出してください。

※ 工事は、完了までに3か月程度の期間を要します。

※ 工事に要する費用は、申請者負担となります。